

**外国国家が発行した円建て債券に係る償還等請求訴訟につき当該債券の管理会社が
任意的訴訟担当の要件を満たすものとして原告適格を有するとされた事例**

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 平成 28 年 6 月 2 日
【事件番号】 平成 26 年（受）第 949 号
【事件名】 債券償還等請求事件
【裁判結果】 原判決破棄・第一審差戻し
【参照法令】 民事訴訟法 30 条・54 条 1 項、信託法 10 条
【掲載誌】 裁時 1653 号 1 頁、金判 1496 号 10 頁

LEX/DB 文献番号 25447985

事実の概要

1 外国国家 Y（アルゼンチン共和国。被告＝被控訴人＝被上告人）は平成 8 年 12 月から平成 12 年 9 月にかけて、4 回にわたり円建て債券（いわゆるソプリンのサムライ債。以下「SS 債」という）を発行した（以下総称して「本件債券」という）。各発行の際、Y は、債券の内容等を「債券の要項」（以下「本件要項」という）において定めた上、銀行 X₁ ないし X₃（原告＝控訴人＝上告人。以下「X ら」と総称する。なお合併等の経緯は省略）、あるいは X₁ を債権の管理会社（以下単に「管理会社」とする）とする管理委託契約（以下、総称して「本件管理委託契約」という）を X ら、あるいは X₁ との間で締結した。本件管理委託契約には、準拋法を日本法とするほか、以下のような定めがある。

（ア）Y は、本件債券の債権者（以下「本件債権者」という）のために、本件債券に基づく弁済の受領、債権の保全その他本件債券の管理を行うことを管理会社に委託し、管理会社はその委託を受ける。

（イ）管理会社は、本件債権者のために本件債券に基づく弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限及び義務を有するものとする（以下「本件授權条項」という）。

（ウ）管理会社は、本件債権者のために公平かつ誠実に本件要項及び本件管理委託契約に定める管理会社の権限を行使する。

（エ）管理会社は、本件債権者のために善良な管理者の注意をもって本件要項及び本件管理委託契約に定める管理会社の権限を行使する。

2 本件授權条項は、平成 17 年法律第 87 号

による改正前の商法（以下「旧商法」という）309 条 1 項の規定に倣ったものであり、また、本件債券の内容のほか、管理会社の権限等についても定めていた。本件授權条項の内容を含む本件要項は本件管理委託契約の内容となっており、本件債券の券面裏面にもその全文が印刷され、本件債権者に交付される目論見書にも本件授權条項を含めてその実質的内容が記載されていた。

3 本件債券は引受証券会社を通じ売却された。

4 Y は、平成 14 年 3 月以降、本件債券につき順次到来した各利息支払日に利息あるいは元金について、支払いをしなかった。

5 X らは、平成 21 年 6 月、Y に対し、本件債権者のうち、Y からの債券交換の申出に応じずなお当初の債券又は利札を保有する者（以下「本件債券等保有者」という）のために、債券の償還等を求めて本件訴訟を提起した。

6 第一審判決¹⁾ 及び原判決²⁾ は、本件債券等保有者による X への訴訟追行権の授権及び任意的訴訟担当を認める合理的必要性をそれぞれ否定し、訴えを却下した。

判決の要旨³⁾

I 「任意的訴訟担当については、本来の権利主体からの訴訟追行権の授与があることを前提として、弁護士代理の原則（民訴法 54 条 1 項本文）を回避し、又は訴訟信託の禁止（信託法 10 条）を潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要性がある場合には許容することができる」と解される（最高裁昭和 42 年（オ）第 1032 号

同 45 年 11 月 11 日大法廷判決・民集 24 卷 12 号 1854 頁参照)。」

II 「Y と X らとの間では、X らが債券の管理会社として、本件債券等保有者のために本件債券に基づく弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する旨の本件授權条項を含む本件管理委託契約が締結されており、これは第三者である本件債券等保有者のためにする契約であると解される。そして、本件授權条項は、Y、X ら及び本件債券等保有者の間の契約関係を規律する本件要項の内容を構成し、本件債券等保有者に交付される目論見書等にも記載されていた。さらに、後記のとおり社債に類似した本件債券の性質に鑑みれば、本件授權条項の内容は、本件債券等保有者の合理的意思にもかなうものである。そうすると、本件債券等保有者は、本件債券の購入に伴い、本件債券に係る償還等請求訴訟を提起することも含む本件債券の管理を X らに委託することについて受益の意思表示をしたものであって、X らに対し本件訴訟について訴訟追行権を授与したものと認めるのが相当である。」

III 「本件債券は、多数の一般公衆に対して発行されるものであるから、発行体が元利金の支払を怠った場合に本件債券等保有者が自ら適切に権利を行使することは合理的に期待できない。本件債券は、外国国家が発行したソブリン債であり、社債に関する法令の規定が適用されないが、上記の点において、本件債券は社債に類似するところ、その発行当時、社債については、一般公衆である社債権者を保護する目的で、社債権者のために社債を管理する社債管理会社の設置が原則として強制されていた(旧商法 297 条)。そして、社債管理会社は、社債権者のために弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することとされていた(旧商法 309 条 1 項)。そこで、上告人ら及び被上告人の合意により、本件債券について社債管理会社に類した債券の管理会社を設置し、本件債券と類似する多くの円建てのソブリン債の場合と同様に、本件要項に旧商法 309 条 1 項の規定に倣った本件授權条項を設けるなどして、上告人らに対して本件債券についての実体上の管理権のみならず訴訟追行権をも認める仕組みが構築されたものである。

以上に加え、上告人らはいずれも銀行であって、銀行法に基づく規制や監督に服すること、上告人らは、本件管理委託契約上、本件債券等保有者に対して公平誠実義務や善管注意義務を負うものとされていることからすると、X らと本件債券等保有者との間に抽象的には利益相反関係が生ずる可能性があることを考慮してもなお、X らにおいて本件債券等保有者のために訴訟追行権を適切に行使することを期待することができる。

したがって、X らに本件訴訟についての訴訟追行権を認めることは、弁護士代理の原則を回避し、又は訴訟信託の禁止を潜脱するおそれがなく、かつ、これを認める合理的必要性があるというべきである。」

判例の解説

一 はじめに

1 本判決の背景と意義

昭和 45 年の発行開始以来、旧商法・会社法の適用外とされる SS 債に関しては、本件と同様、関係者間の合意ないしは文書に基づき、旧商法上の社債管理会社(会社法では社債管理者(会社 702 条以下))類似の権限と責任を負うとされる「管理会社」⁴⁾を設置する実務が定着している。

このアレンジに含まれる本件授權条項(に相当する定め)は、管理会社が、債券保有者のために訴訟を提起する事態を予定する。しかしそのような訴訟は、訴訟物たる権利の主体に当事者適格を認める民訴理論上の原則に適合せず、不適法となるのではないか。この問題が顕在化した本件において、訴えを却下した下級審判決に対して実務(あるいは SS 債の商品として)の安定性を損なうとの批判⁵⁾が寄せられる中、本判決は、狭義の⁶⁾任意的訴訟担当という構成により、前記原則の例外に当たるとして X の原告適格を認めた。その判断は、前記の経緯から実務上、また多くはない任意的訴訟担当の許容例として理論上も注目を集めている。

2 先例

(ア) 昭和 45 年最判

判旨に立ち入る前に、先例に関して若干のコメントを加えておく。まず、本判決がその一般論を援用する最大判昭 45・11・11 民集 24 卷 12 号 1854 頁(以下「昭和 45 年最判」という)の事案は、

被担当者である組合員にとり「共同の利益を有する(民訴法 30 条)」⁷⁾者といえる業務執行組合員が、組合規約に基づく授權を根拠に訴訟追行を図ったものである。他方、本件において X らは本件債券等保有者の一人ではない⁸⁾。

(イ) 講の管理人に関する判例

一方、昭和 45 年最判以前から、判例⁹⁾は、いわゆる講¹⁰⁾の管理人が講員(加入者)のために訴訟追行することを許容してきたことが知られる。これらは、管理人が講員でもあることを前提として、共同利益者による訴訟追行のケースとする分析が有力である¹¹⁾。一方、判例は管理人が講に加入していることを根拠にその訴訟追行を認めているわけではないとの指摘¹²⁾もある。仮に後者が正しいとすれば、少なくとも講の管理人について、判例は、共同利益者であるかを問わず訴訟追行を承認しようと考えている¹³⁾ことになる。

さらに本件との関係では、共同利益者以外の者が管理人となる講と本件債券など SS 債との間には、多数数の出捐に係る直接金融(資金の出し手と借り手が直接に債権債務関係を結ぶ)スキームにおいて、その実際上の管理を、借り手に対する訴訟追行まで含めて第三者である管理主体に委ねるアレンジがなされる、という共通点を見出しうる(社債も同様とみられることにつき、後記二参照)。もしかすると、判例は本判決も含めて、この種の管理主体が(多数の)出捐者のために訴訟追行することを一貫して認めている、という仮説も成り立ちうるのかもしれない。

3 本判決の概観

さて本判決は、判旨 I において、昭和 45 年最判に従って、①訴訟追行権の授權を「前提」として、②弁護士代理原則・訴訟信託禁止潜脱のおそれがないこと、③合理的必要性を、任意的訴訟担当を許容する十分条件とする判断基準を確認した上で、判旨 II で④、判旨 III で①②について、複数の考慮要素を列挙しながら充足を確認¹⁴⁾し、X らの原告適格を肯定している。ただし、考慮要素と各要件がどのように関連しているのかについての説明が乏しく、そのため、判旨のとりわけ理論上の示唆を捉えることはそう容易ではない。したがって本来、慎重な逐語的分析が求められるところであるが、以下では、紙幅の都合上、2 つのトピックを抜き出して簡単なコメントを加えるにとどめざるを得ない。

二 社債類似性を指摘する具体的意義 (主に判旨 III)

判決文とは前後するが、判旨 III では、本件におけるアレンジが社債(管理会社)の場合に「倣った」ものであること(仮に「社債類似性」と呼ぶ)が、要件①②の充足を基礎づける考慮要素として強調される¹⁵⁾。旧商法の条文そのものが規範として作用しているのではない¹⁶⁾とすれば、要件を充足に傾けているのは、「多数の一般公衆に対して発行され」「発行体が……支払を怠った場合に」権利主体が「自ら適切に権利を行使することは合理的に期待でき」ないという、旧商法が条文を創設してまで対処する必要があり、かつ、SS 債の場合にも同様に妥当する事情ないし立法事実であると理解する方が自然であるように思われる。このような理解は、社債もまた多数数の出捐に係る直接金融スキームであり、また、前記の諸事情が同種のスキーム一般に妥当するものであるとすれば、本判決を講の管理人に関する判例の延長線上に理解する仮説(前記一 2 (イ))とも親和しやすい。

三 「授權」の抽象的認定(主に判旨 II)

1 問題の所在

仮に判例がこの種の管理主体による訴訟追行に好意的であるとしても、任意的訴訟担当と構成する限り、「授權」(要件④)が「前提」として必要であることは、本判決も認めるところである。本件債券等保有者の全員が本件授權条項の存在とその意義について実際に認識していたとは考えにくい本件では、当然に授權があると前提することは躊躇われる面がある(実際、原判決は授權を否定)。

2 本判決のありうる立場

判旨 II は、(本件授權条項を含む)本件管理委託契約を第三者のためにする契約¹⁷⁾¹⁸⁾とした上、受益の意思表示があったものとして授權を認めるが、その根拠としては、(α)本件授權条項の目論見書等への記載の事実と「さらに」(β)本件債券の社債類似性から導かれる本件債券等保有者の「合理的意思」との合致が提示されている。

一つの読解は、ここでは、原則として契約(約款)法のレベルにおける「受益の意思表示」の認定ないし擬制¹⁹⁾が議論の上肯定されており、これ(と連動する授權の認定)がもたらす X らによる訴訟追行という帰結を訴訟法上是認できるかという問題は、(実際上の考慮要素の重複はあるにせよ)判旨

Ⅲにおける要件①②の審査に留保される（ことで必要十分である）というものである。しかし他方で、Xらによる訴訟追行の「合理」性が契約（約款）法上当然には認められない「受益の意思表示」の認定ないし擬制を導いている可能性も——とくに「後記のとおり」という判旨Ⅲにおける実質的議論の判旨Ⅱへの（後ろ向きの）引用に注目すると——皆無までとはいえないようにも思われる。

四 残された問題

紙幅はとうに尽きているが、本判決は、本件におけるXらの原告適格を認めたに止まり、管理会社の訴訟追行（例えば和解）への制約の有無、本件債券等保有者による授権撤回の可否（またその前提となる訴訟係属に関する通知・公告の要否）など多くの問題を積み残していることを付言しておく。

●——注

- 1) 東京地判平 25・1・28 金判 1496 号 23 頁、判時 2189 号 78 頁。
- 2) 東京高判平 26・1・30 金判 1496 号 17 頁。
- 3) ローマ数字は筆者による。
- 4) このアレンジは、証券取引審議会専門委員会において起草・公表された『『債券の要項』モデル試案』に遡る（出口博昭「円建外国債等の『債券の要項』モデル試案について」商事 601 号 2 頁参照）。濱田邦夫「外国発行体の円貨債券（サムライ債）に関する債権者集会の開催に関する諸問題（上）」商事 1295 号 32 頁も参照。
- 5) 米田保晴「サムライ債（円建外債）の債券の管理会社は訴訟追行権を有するか」信法 23 号 3 頁、青山善充＝大類雄司＝神田秀樹＝松下淳一＝山田誠一「（座談会）サムライ債の債券管理会社による訴訟追行の可否」金法 1981 号 26 頁〔大類発言〕など。
- 6) 狭義の任意的訴訟担当とは具体的な根拠規定に基づかない場合をいうが、以下では断りが無い限り、狭義の意味で「任意的訴訟担当」の語を用いる。
- 7) 以下では、八田卓也「任意的訴訟担当論の現況に関する一考察」神戸 60 巻 3＝4 号 249 頁に従い「共同利益者」と略称する。
- 8) 研究者による分析でも、共同利益者の 1 人ではない者による任意的訴訟担当に関して、裁判実務は総じて警戒的であるとされてきた。高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔第 2 版補訂版〕』（有斐閣、2013 年）、三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法〔第 2 版〕』（有斐閣、2015 年）133 頁〔垣内秀介〕、八田・前掲注 7）248 頁。
- 9) 最判昭 35・6・28 民集 14 巻 8 号 1558 頁（以下、「昭

和 35 年最判」と呼ぶ）。大審院判例については、八田・前掲注 7）253 頁を参照。

- 10) 頼母子（講）・無尽（講）など呼称は多様であるが、講員から集めた金員（講金）を特定の講員に融通する金融スキームである。講に関する研究として、由井健之助『頼母子講とその法律関係』（岩波書店、1935 年）81 頁がある。
- 11) 八田・前掲注 7）249 頁、三木ほか・前掲注 8）133 頁〔垣内秀介〕。
- 12) 福永有利『民事訴訟当事者論』（有斐閣、2004 年）307 頁。実際、昭和 35 年最判のケースでは、その下級審においても、原告＝管理人の講加入の事実はいくらかとも積極的には認定されていない。
- 13) さらにその具体的理由・根拠に立ち入る余裕はないが、本判決の社債に関する言及は、この点に示唆を与えるものといえるかもしれない。後記二を参照。
- 14) 判旨Ⅲにおいて、要件①②の充足はほぼ一体的に論じられているが、これは昭和 45 年最判においても同様である。要件①②の間でいかなる役割分担が想定されているのかという問題は、判例上なお明らかではない。
- 15) 判旨における考慮要素の軽重は不明だが、この点が決定的でないとするれば、業法規制を受ける大企業であれば、権利主体からの委任（民法 644 条参照）を受けていつでも訴訟担当ができるということにもなりかねない。
- 16) 旧商法の適用・類推適用が認められるなら、要件①②の認定も不要となる（いわゆる法定訴訟担当）。
- 17) この性質決定の当否には議論があるが、立ち入らない（青山ほか・前掲注 5）15 頁〔松下発言〕、17 頁以下〔山田、神田、大類、松下発言〕などを参照。
- 18) 本判決は X が敗訴した場合に本件債券等保有者が（民法 115 条 1 項 2 号による判決効拡張を通じて）権利を事実上失うリスクに言及しないが、訴訟追行権の授権が本件債券等保有者にとって何ら不利益でないという前提に立つものとも思われない。ただし本判決は、訴訟担当の語は用いているものの、判決効が自明かつ無条件に本件債券等保有者に拡張されるとも断言していない。債券保有者への判決効拡張を制限する余地に言及するものとして、田頭章一「債券・社債の管理人の手續上の地位（2・完）」上法 59 巻 2 号 85 頁以下。
- 19) (α) は民法（債権法）改正法案 (http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g18905063.htm (2016 年 10 月 24 日閲覧)) 528 条の 2 第 1 項 2 号の充足、(β) は同 2 項の非充足を示す議論に対応していると理解できなくもない。

* 校正段階で、山本和彦「ソブリン・サムライ債における債券管理会社の任意的訴訟担当」NBL1080 号 59 頁に接した。